



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 16 日 (木)
号外第 22 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（3）（警務課）・・・・・・・・・・ 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県警察の組織改編に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 刑事企画課に、取調べ指導室を設置する。
- (2) 刑事企画課の所掌事務に、取調べの指導及び助言に関することを加える。
- (3) 施行期日は、平成29年3月27日とする。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月16日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(刑事企画課)</p> <p>第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 取調べの指導及び助言に関すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>2 刑事企画課に、取調べ指導室を附置する。</u></p> <p><u>3 取調べ指導室においては、第1項第2号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(刑事企画課)</p> <p>第19条 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>

附 則

この規則は、平成29年3月27日から施行する。